

令和6年度虐待防止・ 身体拘束適正化委員会資料

小さな出来事から 虐待防止を考える

「支援」と「虐待」

令和6年6月20日 熊本市手をつなぐ育成会

はじめに

令和6年度は、再度、虐待に焦点を当て、「支援」と「虐待」について考えてみたい。

「虐待」がいけないことは誰でも分かっている。

その「虐待」は、「支援」の中でor その延長として行われることが多い。

では、<u>「虐待」と「支援」はどこが異なるのか?</u> 「支援」と「虐待」境目はあるのか?

このことに関して、厚生労働省のホームページに、「令和5年度 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の資料とYouTube動画がアップされているので、2人の著名な講師の関係部分の資料と動画の映像をご覧いただきたい。

「障害者虐待防止法の概要」関哉直人氏(弁護士) 「障害者虐待防止総論」野澤和弘氏(植草学園大学副学長)

まず、これも、「虐待」!

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(厚生労働省)から

心理的虐待

- ②侮辱的な発言、態度
 - ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
 - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
 - ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。
- ③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度
 - ・無視する。
 - ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
 - ・話しかけ等を無視する。
- ⑤交換条件の提示
 - ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしな さい」などの交換条件を提示する。

放置・放棄

- ④障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置
 - ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。

以下の行為は、虐待の類型には含まれていないが、不適切な行為・支援ではある。

- ・物を投げて渡す
- ・無言で支援する ・命令口調で話す ・乱暴な言葉遣いをする
- ・上から見下ろしたような発言内容・言葉遣いをする
- ・利用者をにらみつける ・利用者の前に立ちはだかり恐怖心を与える
- ・声かけをせずに、いきなり身体にふれたり動かそうとする。 [ex.]腕を引く、肩を押して制止する、(早く行くよう)無言で背中を押す
- 本人の動きのペースを無視して速く動かす
- ・自分の感情に任せて支援する
- ・食事支援を早く終わらせるためにスプーンで山盛りすくって、利用者 さんの口に入れる、間を開けずに次々と口に入れる
- 時間をかければ自分で食べられる利用者さんに介助して口に入れる

支援や関わりと虐待との間

対応(支援や関わり)の段階

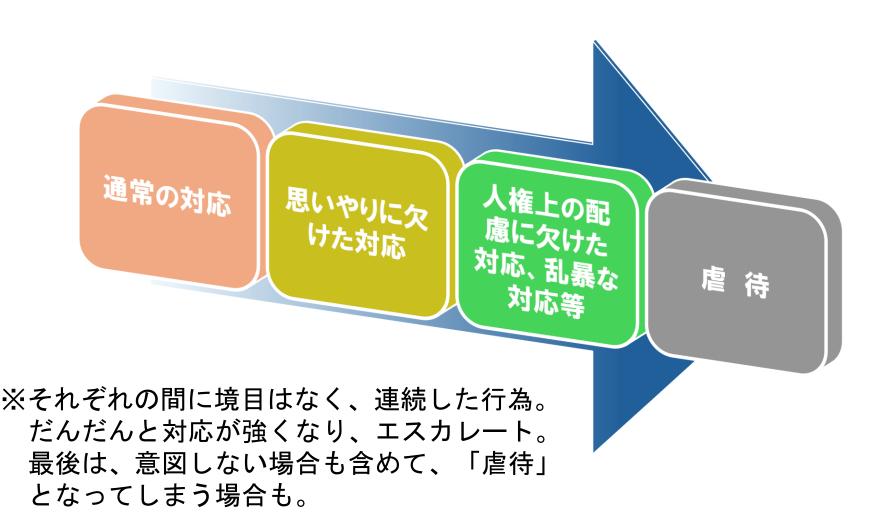
- ① 通常の対応 (思いやりや意向を尊重した対応)
- ② 思いやりに欠けた対応(形だけの対応)
- ③ 人権上の配慮を欠いた対応、意向を尊重しない対応、乱暴・不適切な対応等
- 4 虐待
- ※②~③は「虐待」ではないかも知れないが、だからokということではない。「不誠実or不適切な対応・支援」。

支援や関わりと虐待との間

[ex.] 利用者から何かの要求があったが、忙しくて対応ができないとき

	対応の段階	具体的な対応
1	通常の対応	(申し訳ないという気持ちで) 「今手が離せないから、この仕事が終わったらすぐ行きますね」と言い、終わり次第、対応する。
2	思いやりに欠 けた対応	(今忙しいのにという気持ちで) 「ちょっと 待ってね」と言い、そのままにしてしまった。
3	人権上の配慮を 欠く、意向を尊 重しない対応、 乱暴・不適切な 対応等	(またか、うるさいな・面倒だなという気持ちで)無視まではしないものの、聞こえないふりをする。
4	虐待	利用者が困っている状態と知りながら、聞こ えないふりや無視をする

「支援」や「関わり」と「虐待」の間は、



令和5年度 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 「障害者虐待防止法の概要」関哉直人氏(弁護士)の テキストから

小さな出来事から 虐待防止を考える

施設における虐待の共通の構図

- ① 虐待は密室の環境下で行われるく環境>
- ② 障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に 傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしてい くく意識>
- ③ 職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすいく専門性>

(障害保健福祉部長通知(平成17年10月20日) 「障害者(児)施設における虐待の防止について」)

小さな出来事がエスカレートする理由

- 「言っても無駄」「言ったら不利益になる」という 意識
- 意思表示が困難な特性
- ・現場の自由度が高い
 - ⇒エスカレートを止める外的要因が少ない
 - ⇒①個々が「小さな出来事」を意識する(内的要因)
 - ② 現場レベルで共有する(外的要因)

「小さな出来事」とは何か



常にここに戻る

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するもので あり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対 する虐待を防止することが極めて重大であること等に 鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害 者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援の ための措置、養護者に対する支援のための措置等を定 めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する 支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利 益の擁護に資することを目的とする。

障害者虐待防止法 第1条(目的)

尊厳とは何か

憲法13条(個人の尊厳)

- すべての人は、個人として尊重される
- 幸福追求権
- ⇒ 一人の人として「尊重」しているか
- ⇒ 本人の幸福追求の支援をしているか

周囲がさわがしく声が届かないので、Aさんに大きな声で話しかけました。

その様子をたまたま見ていたご家族から、後に「職員が怒鳴りながら指示を出していた」と 指摘がありました。

Bさんがなかなかイスに座ろうとしないので、 両肩を上から押さえつけるように座らせました。 その後も立ち上がろうとする度に座らせるよ うにしました。

Cさんは、いつも夕食時間を過ぎているのにゆっくり食べています。

つい「もう時間ですよ。いらないなら下げますよ」と言ってしまったり、食事介助のスピードを上げてしまいます。

Dさんはなかなか水分を取られません。水分 摂取のため、積極的に水を飲ませています。

また、Dさんはトイレで1回転倒したことがあったので、それ以降職員がトイレの個室に入って様子をみています。

Eさんはわがままな部分が多く、家庭でしつけができていないので、しつけのつもりで厳しく接することもあります。

Fさんは最近作業にあまり積極的に取り組んでくれません。

「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと言って作業を促しています。

他の方の支援中に、Gさんから「昨日いやなことがあった」と話しかけられました。

「今いそがしいからごめんなさいね~。 ちょっとまっててくださいね~」と言ったまま、 1日が過ぎてしまいました。

HさんはGHで生活していますが、最近近所の飲食店で仲の良くなった人から、10万円を貸して欲しいと言われ、どうしても貸してあげたい、と言っています。

周りの人間としては止めたいので、「返って こなかったらどうするの」などと伝えました。

I さんは40歳の男性ですが、スタッフからは「じゅんちゃん」と呼ばれています。

スタッフにちゃん付けとしている理由を聞い たところ「小さい頃から関わっているから」と 言っていました。

共有に不可欠な「支援の対話」

個々人が「小さな出来事(意識)」を考える ことの大切さを理解した上で、現場で「尊厳」 のレベル感を共有していく

⇒「支援」に関して話す時間を意図的に設ける ことが大切

研修例

- 一人一つずつ「小さな出来事」を挙げてみましょう。
- その中で一つを取り上げて、他に本人の尊厳 を考えた支援方法がないか、考えてみましょ う。

目標設定と共有

例えば、1か月間の目標を立てる

例:「否定的な言葉がけを肯定的な言葉がけ

に変えてみよう~」月間

- ⇒アンケートをとる
- ⇒アンケートの結果を職員全員で共有する
- ⇒1か月の取組を通じて感じたことについて、

話し合う場を設ける

令和5年度 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 「障害者虐待防止総論」野澤和弘氏(植草学園大学副学長)の テキストから

連続性の錯覚

- ・食事中動き回る利用者を抑える
- ・ひもで椅子に固定する
- ・感覚を遮断するため紙袋を頭からかぶせる
- トイレに閉じ込める
- トイレの壁に叩きつける
- ・ 平手打ちする

「支援」と「虐待」の線引きは?

- · 支援の難しい障害者に "踏み込んだ支援、が必要な場合がある
- ・どこまでが許される支援か、許されない虐待か
- ・心理的虐待・ネグレクトのグレーゾーンをどう考えるか

行動障害のある障害者に手を焼き、ストレスがたまった職員がついカッとなってペットボトルを床に投げつけた。こぶしを握って怒りに震えた職員。

利用者はなぜ言わないのか

- ・ボクシングごっこ
- ・チャンバラごっこ
- 「なぜA君はかみついたのか」
- ①障害特性(感覚過敏、コミュニケーション、問題解 決能力)
- ②環境・状況
- ③適切な支援の欠如

法に反していなければいいのか

VUCAの世の中

- · Volatility 不安定
- · Uncertainty 不確実
- · Complexity 複雜
- · Ambiguity 曖昧
- ・絶えず「グレーゾーン」が現れる

令和5年度 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 「障害者虐待防止総論」野澤和弘氏(植草学園大学副学長)の テキストから

自分に「中心」をつくる

- ・法、ガイドラインは最低限の取り決めにすぎない
- · 同調圧力の強い職場。上司や先輩がつくる暗黙の ルールに流されない
- · 支援者としての専門性を守るには、自分の頭で考え るしかない
- · 支援者としての「規範」「モラル」「美意識」を自 分の中に持つ

- ◆障害者虐待
 - ⇒障害者虐待防止法における虐待と認定される行為
- ◆グレーゾーンの支援
 - ⇒本人の意向を尊重していない、本人の能力や状況を考慮していない、プライバシーや人権を尊重していない、安全や幸せを脅かす。r 脅かすおそれのある支援などのこと
 - ⇒支援者側の知識や経験不足、支援体制の不備などが要 因となつてくる。

- ◆支援とグレーゾーンの支援(望ましくない支援)は、
 - ⇒明確に分けることは困難

例えば・・・・

- 本人が自分の意思を尊重されず、苦痛を感じている状況 は虐待にあたるのでは?
- よかれと思い、「何でもしてあげる支援」 (パターナリ ズム的な関わり)も、本人の意思を尊重していない・ 考える力を奪うものであり、虐待に当たるのでは?
- 本人の意思は尊重できないが、命を守るために必要な支 援はどうなるか?

- ◆よかれと思った支援が虐待と受け取られる?
 - ⇒何も支援できなくなる・・・・

- ◆では、本人の「言うがまま」に支援を行うのがよい のか?
 - ⇒これは「本人への責任転嫁」。支援としては望まし くないと考えられる
 - ⇒だからこそ、本人の意思決定を支援し、本人と合意 形成したポイントと方法で支援を行うことが大切。

- ◆そもそも、グレーゾーンという考え方自体が危険!
 - O "····ここまでならよい"は、非常に危険!
 - ※この発想自体、相手(利用者)の心情や意思、人権 への配慮が欠けている
 - ⇒ "ギリギリok"などはなく、利用者にダメージ を与える恐れがある段階でよい支援ではない
 - 〇グレーゾーンの考え方そのものが「虐待の芽」となる。

- ◆今の支援がどうなのか?と、違和感や疑問を抱くこ とは、よりよい支援への一歩!
 - ※グレーゾーンなので、"ギリギリしてよい"という考 えは危険だが・・・・
 - ⇒違和感に気づく、疑問を抱くツールとして「グレー ゾーンな支援」という考えを活用することは有効。
 - ⇒この違和感や疑問に素早く気づくツールとして、さま ざまなチェックリストが活用されている。

- ◆<u>もしかしたら</u>虐待かも知れないけれど·····
 - 虐待と言うより、支援の仕方に問題が・・・・
 - このままだと虐待に発展しかねない支援では・・・・
 - ⇒通報ではない方法での改善・解決を考えることはあり得る
- ◆対応として
 - ・サービス管理責任者や上司に相談
 - 同僚間で話題にして話し合う、意見を出し合う などが考えられる。
- ◆「虐待かも知れない」と疑うことは、支援の内容やあり 方を見直す一つの機会となる!

身体拘束の再確認

1 身体拘束の具体的な内容 厚生労働省施設向け手引から

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離 する。

2 やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

◆やむを得ず身体拘束等を行う場合には、様態及び時間、 利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要 な事項を記録しなければならない。

⇒「身体拘束廃止未実施減算(10%)」の対象!

- ◆緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に 対応できないような、一時的な事態に限定。安易に身体 拘束を行わないよう、慎重な判断が求められる。
- ◆以下の3つの要件の全てに当てはまる場合でも、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重にすることが必要。

1 切迫性

2 非代替性

3 一時性

3 身体拘束は、原則許されない!

「正当な理由」

※原則は違法であるという認識が重要!

- 1切迫性 本人の生命または身体が危険にさらされる可能が著しく高い
- ②非代替性 身体拘束以外に、安全を確保する手段がない
- ③一時性 身体を拘束することが一時的な手段

の<u>3つの要件をすべて満たし、さらに本人や家族等の同意を得</u>た場合にかぎり認められる。

- ◆ やむを得ず身体拘束を行うときの手続きも重要!
 - <u>①組織による決定と個別支援計画への記載</u>、
 - <u>②本人及び家族等への十分な説明</u>、
 - ③必要な事項の記録(拘束の状態・様子等を記録)が必要